

第7回大牟田市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年1月10日（水） 午前9時30分から午前10時15分まで
2. 開催場所 大牟田市役所 北別館4階 第1委員会室
3. 出席委員（9名）

会 長	古賀	正廣
会長代理	石橋	祐一
3番委員	中島	照章
4番委員	梅野	節子
5番委員	鳥越	孝広
6番委員	内野	和幸
7番委員	境	タヅ代
8番委員	松山	規子
9番委員	池端	祥久
4. 欠席委員（0名）
5. 議事日程

審議事項
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 経営基盤強化促進法の規定による許可申請について
報告事項
報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第3号 農地法第18条の規定による許可申請について
報告第4号 非農地証明について
6. 農業委員会事務局職員

事務局長	松尾	健一
次 長	野田	稔雄
職 員	堀江	陽子

議長 それでは、定足数を満たしておりますので、ただいまより第7回農業委員会総会を開催いたします。

 大牟田市農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、私から指名させていただくことにご異議ありませんでしょうか。

農業委員 はい。

議長 それでは、6番委員と7番委員をお願いいたします。

両委員 はい。

議長 なお、本日の会議書記には、事務局次長を指名したいと思いますので、よろしくをお願いします。

各委員 はい。

議長 それでは早速、議事に入りたいと思います。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については、4件の申請がございます。なお、委員に関するものがございますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により議事参与できないため、その際は退席願います。

 それでは2番、3番案件の説明を事務局からお願いします。

事務局 はい。2番は、自作地であった農地を貸し出しされるもので市街化区域のため、3条申請でございます。なお、調整区域2筆もありますが、こちらは議案第2号利用権の申請がされているところでございます。

 3番は、田の自作地を土地処分にあたり、隣を耕作している〇〇さんへ贈与となったものでございます。なお、畑については、まとめて一緒に贈与が条件であったため欲しい訳ではないが取得に至ったと伺っております。

 いずれも各項目に該当せず、許可基準を満たしていると思われま。ご審議の程よろしくをお願いします。

議長 事務局からの説明が終わりました。

 次に地区担当委員の意見に入ります。

 1番の担当委員は私ですので、意見を述べます。

議長 ○○さんは、経営意向調査でも規模拡大をしたいとおっしゃっており、気にはなっておりました。日頃はお一人で農業をされておりますが、農繁期には息子さんが3人程いらっしゃいまして手伝いに来てくれるということでした。機械等もあり、比較的スムーズな耕作状況にあると思っております。問題ないと思います。

次に3番案件の○○さんは、今までもずっとやられてきておりますし、刈取りと乾燥調整を干拓の○○さんへ頼んでありますので、一人での耕作ですがバランス良くされていると思います。こちらも問題ないと思います。以上です。

議長 以上で担当地区委員の意見を終わり、審議に入ります。

みなさんからご意見、ご質問はございませんか。

6番委員 地目が宅地のままで現況は畑ということですが問題ないのでしょうか。

議長 事務局から説明願います。

事務局 はい。登記地目が宅地の部分は、以前家が建っておりその周りに畑があったと伺っております。現在は、既に家は解かれ長年畑として利用されており、農地台帳上も長年、畑として登録していたものでございます。そのため、登記地目が宅地のままであったとしても農地としての売買は問題ございません。

6番委員 登記地目が宅地の場合は、先に地目を変えてからですか。登記のことですが、参考までに。

事務局 所有権移転と登記地目はそれぞれ別かと思われまして、一般的には売買等の所有権移転登記変更をし、その後、登記地目の変更をするかどうかになるかと思われまして。

議長 6番委員よろしいですか。

6番委員 はい。

議長 他にございませんか。

(発言者なし)

無いようですので、審議を終わり採決に入ります。

2番案件を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員賛成)

ありがとうございました。

全員賛成で許可することに決定します。

議長 次に3番案件を許可することに賛成される方は挙手をお願いします。
(全員賛成)
ありがとうございました。
全員賛成で許可することに決定します。

会長 次に4番案件に入りますので、3番委員は退席をお願いします。
－3番委員退室－
それでは、4番案件の説明を事務局からお願いします。

事務局 はい。4番案件は、基盤整備の外になる畑地で、昨年9月にご主人が亡くなられたことに伴う土地処分の中で田については、弟さんへ譲る予定と聞いており、畑地については遠いご親戚関係で果樹農家の6番委員が購入に至ったと伺っております。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長 次に担当地区委員の意見を、7番委員からお願いします。

7番委員 はい。農地を見に行きましたが、柿の木がある畑を引き続き手入れし作られると聞いております。受人である〇〇さんは地域の認定農業者でもあります。特に問題は無いと思っております。以上です。

議長 ありがとうございました。
それでは審議に入りたいと思います。
皆さん4番案件について何かございますでしょうか。
(発言者なし)
無いようですので採決に入ります。
4番案件について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
(全員賛成)
ありがとうございました。
全員賛成で許可することに決定します。
3番委員の入室をお願いします。
－3番委員着席－
3番委員の案件は許可に決定しました。

議長 次に1番案件に入りますので、私は退席し、以後の進行は会長代理にお願いします。
－会長退室－

会長代理 それでは、会長を代理しまして私が議事進行を行います。
1番案件について、事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。市街化区域の耕作地で期間満了による使用貸借 10 年の更新申請でございます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

会長代理 地区担当委員の意見を 5 番委員からお願いします。

5 番委員 この場所は南からも北からも道がない農地なので隣の農地からしか行けないところ。隣や周辺を会長が耕作されているので問題ないと思います。

会長代理 ありがとうございます。
それでは審議に入ります。ご意見ご質問はございませんか。
(発言者なし)
無いようですので審議を終わり採決に入ります。
1 番案件を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
(全員賛成)
ありがとうございます。
全員賛成で許可することに決定します。
それでは、会長の入室をお願いします。
－会長着席－

会長の案件は許可に決定しました。

会長代理 次に 4 番案件を許可することに賛成される方は挙手をお願いします。
(全員賛成)
ありがとうございます。
全員賛成で許可することに決定します。

会長代理 会長に関する案件が終了しましたので、議事進行を会長と交代します。

議長 以上で議案第 1 号を終わります。
次に

議案第 2 号 経営基盤強化促進法の規定による許可申請について

議長 議案第 2 号については、10 件の申請があります。
事務局から説明をお願いします。

事務局 1 番は、規模拡大したい〇〇さんが新たに 4 筆の貸借申請でございます。
2 番は、〇〇さん規模縮小の後に中小農家の〇〇さんが規模拡大での貸借申請

でございます。

3番は、先ほどの3条申請であった〇〇さん農地の調整区域2筆の貸借申請でございます。

4番、5番は、以前の耕作者である〇〇さんが規模縮小のため先月に解約されていたところですが、〇〇さんとの貸借申請が出されたものでございます。

6番は、同じく規模縮小の〇〇さんご自身の土地も〇〇さんへ貸し出されるものでございます。

7番から9番までは、以前耕作されていた〇〇さんが縮小後、草刈りだけの管理地となっていた農地ですが、〇〇さんとの貸借申請となったものでございます。

10番は、推進機構を通しての貸借期間満了に伴い更新申請でございます。ご審議の程よろしく申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりました。
皆さんから何かご意見ご質問はございませんか。
(発言者なし)

議長 ございませんか。

各委員 はい。

議長 それでは、採決に入ります。
議案第2号は一括採決にしたいと思いますがよろしいでしょうか。

各委員 はい。

議長 では、一括採決といたします。
議案第2号の案件を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
(全員賛成)
ありがとうございました。
全員賛成で議案第2号は許可することに決定いたします。

議長 議案第2号を終了します。
以上で審議を終了し、続いて報告に入ります。

報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

議長 それでは事務局から説明をお願いします。

事務局

はい。

1番は、自宅建設のための転用でございます。

2番も自宅建設のための転用でございます。

3番は、8区画の宅地分譲と資材置場利用のための転用でございます。

4番は、4区画の宅地分譲と資材置場利用のための転用でございます。

5番は、実家の借地利用のため隣接農地を敷地拡張の転用でございます。

6番は、道路に接する宅地の裏側の農地を敷地拡張での転用でございます。

以上です。

議長

何かご質問はございませんか。

(発言者なし)

無いようですので報告第1号を終わります。

次に

報告第2号 農地法第18条6項の規定による通知について

議長

事務局から説明をお願いします。

事務局

はい。

1番は、〇〇さん離農のための解約でございます。なお、当地は、転用相談を受けておりますので解約後の耕作者あつせんは不要でございます。

以上です。

議長

はい。説明がございました。

何かご質問はございませんか。

(発言者なし)

無いようですので次に進みます。

報告第3号 農地法第18条の規定による許可申請について

議長

事務局から説明をお願いします。

事務局

はい。1番は、高齢により耕作困難とのことで利用権解約でございます。所有者からは、後の耕作者あつせん依頼を受けておりますので、地区担当員はよろしくお願いたします。

2番は、議案第1号での3条申請の案件で、〇〇さん規模縮小のための解約でございます。解約後の耕作者がいらっしゃいます。以上です。

議長

説明が終わりました。何かございますでしょうか。

(発言者なし)

議長 無いようですので報告第3号を終わります。

報告第4号 非農地証明について

議長 事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。いずれも登記地目整理のための申請でございます。
1番は、戦後に住宅が建てられていた土地で土地処分のための申請でございます。
2番は、住宅敷地内の農地地番が残っていたための申請です。
3番は、神社の参道とその周りの土地整理のための申請です。
4番は、住宅敷地内に農地が残っていたための申請です。
5番は、住宅のある土地を処分にあたり地目整理のための申請です。
いずれも委員に現地確認をいただいております。以上です。

議長 説明が終わりました。何か質問はございませんか。
(発言者なし)

議長 無いようですので、報告第4号を終わります。以上で報告事項を終わります。
これをもちまして第7回総会を終了いたします。

閉会

以上